

様式第 3（第 1 条第 3 項関係）（平15国交令60・一部改正）

表

第	号
身 分 証 明 書	
住所	
氏名	
上記の者は、事業者の（命令） （委任）に基づいて土地に立ち入り測量又は調査を 行う者であることを証明する。	
年	月 日
事業者の氏名又は名称	印

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（抜粋）

第9条 第4条各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第2章並びに第91条及び第94条の規定を準用する。この場合において、同法第11条第1項、第3項及び第4項、第14条第1項及び第3項、第15条第1項、第91条第1項並びに第94条第1項及び第2項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第91条第1項中「第11条第3項、第14条又は第35条第1項」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する第11条第3項又は第14条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」と、同法第94条第1項中「前3条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する第91条」と、「損失を受けた者（前条第1項に規定する工事をする者を必要とする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「損失を受けた者」と、同条第6項中「起業者である者」とあるのは「事業者である者」と、同条第7項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

土地収用法（抜粋）

第14条 起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくは試すい、若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。

4 前項の規定は、第1項の規定による土地の試掘又は試すいに伴う障害物の伐除をする場合には適用しない。

第15条

2 前条の規定によつて障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証票及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、示さなければならない。

備考

- 1 事業者においてその職員に対して通常発行している身分証明書がある場合は、当該身分証明書をもって本様式の証票に代えることができる。
- 2 不要の部分は消すこと。